

## ○鳥羽志勢広域連合公告式条例

〔平成11年4月1日〕  
〔条例第1号〕

改正	平成11年8月6日条例第30号	平成16年10月1日条例第3号
	平成17年3月1日条例第1号	平成17年10月1日条例第2号
	平成20年9月11日条例第2号	平成23年5月27日条例第2号
		平成28年2月29日条例第5号

（趣旨）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示板に掲示してこれを行う。

（規則に関する準用）

**第3条** 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

**第4条** 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

**第5条** 第2条の規定は、議会の会議規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

**第6条** 規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年8月6日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月1日条例第1号）

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

**附 則**（平成17年10月1日条例第2号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月11日条例第2号）

この条例は、平成20年9月16日から施行する。

**附 則**（平成23年5月27日条例第2号）

この条例は、平成23年5月30日から施行する。

**附 則**（平成28年2月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
鳥羽市役所前掲示板	鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
志摩市役所前掲示板	志摩市阿児町鶉方3098番地22
志摩市浜島支所前掲示板	志摩市浜島町浜島755番地
志摩市大王支所前掲示板	志摩市大王町波切3234番地2
志摩市志摩支所前掲示板	志摩市志摩町和具535番地
志摩市磯部支所前掲示板	志摩市磯部町迫間878番地9
南伊勢町南勢庁舎前掲示板	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地
南伊勢町南島庁舎前掲示板	度会郡南伊勢町神前浦15番地